

B 市場区分の変更申請に係る提出書類等

1 市場区分の変更申請に係る提出書類一覧（内国株券）

B

（提出に際しての留意点）

- （1）当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電子データによりご提出ください。
- （2）申請時には、提出資料一覧を書面でご提出ください。
- （3）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面で提出する場合の部数です。電子データでご提出いただく場合には、電子データ 1 ファイルのご提出で構いません。

（記号表記・規程の記載について）

※	東証所定の様式に基づきご提出いただきます。様式は「2 市場区分の変更申請にあたっての提出書類の様式」をご覧ください。
◎	元引受（幹事）証券会社にご提出いただきます。
(写)	原本の写しをご提出いただきます。
◆	予備申請の際にご提出いただく書類です。
◇	予備申請の際にご提出いただきますが、ドラフト・未確定版でも結構です。
■	書面でご提出いただく書類です。
▼	提出後、基準事業年度が変更となる場合に更新が必要となる書類です。
規程	有価証券上場規程
規則	有価証券上場規程施行規則
ガイドライン	上場審査等に関するガイドライン

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
市場区分の変更申請日	市場区分の変更申請書※◆ ■	予備申請の際は市場区分の変更予備申請書※	1部	規程第306条④
〃	市場区分の変更申請決議に係る取締役会議事録(写)		1部	規則第204条①(1) 規則第308条②(2) b
〃	市場区分の変更申請のための有価証券報告書(Iの部) ◇▼		1部	規程第306条⑤ 規則第204条①(4) bの2 規則第308条②(2) a 規則第308条③
〃	市場区分の変更申請のための有価証券報告書(IIの部) ◇▼		1部	規程第306条⑤ 規則第308条②(2) a 規則第308条③
〃	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書※◆■		1部	規則第204条①(5) 規則第308条②(2) b
〃	上場適格性調査に関する報告書※◎■	添付書類を含む。承認までの提出で可。	1部	規則第204条①(6) 規則第308条②(2) b
〃	諸規則集(写)◆	株式事務取扱規程(写)を含む。	1部	規則第204条①(8) 規則第308条②(2) b
〃	主要な事業活動の前提となる事項に係る書面◆		1部	規則第204条①(10) 規則第308条②(2) b
〃	株券等の分布状況表※◇	市場区分の変更前の公募・売出し又は数量制限付分売により株主数や流通株式に関する基準を充足する予定である場合は不要。	1部	規則第204条①(19) 規則第308条②(2) b

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	市場区分の変更申請に係る宣誓書※◆■		1部	規程第306条④
〃	直近の四半期末における四半期貸借対照表◆	<p>四半期報告書に財務諸表(単体)が掲載される場合は不要。</p> <p>審査期間中に四半期末を迎えた場合はその都度提出。ただし、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。</p>	1部	規則第220条(2) 規則第308条②(2) c
〃	最近5年間の連結財務諸表及び財務諸表(写)◇	<p>最近5年間に有価証券報告書を作成している場合に限る(有価証券報告書を作成していない場合であっても、連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表を含む)。また、「市場区分の変更申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されている期間を除く。なお、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。</p>	1部	Ⅱの部 記載要領XI(3)
〃	最近5年間における連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書(写)		1部	Ⅱの部 記載要領XI(4)

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	最近2年間及び申請事業年度の取締役会議事録(写)◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(5)
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会、監査等委員会)議事録(写)◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(6)
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役監査(監査委員会監査、監査等委員会監査)に係る資料(写)◆	Ⅳ.4.cのフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(7)
〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査に係る資料(写)◆	Ⅳ.3.dのフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(8)
〃	最近2年間の法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書(写)◆	申請会社及び記載すべき子会社を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(9)
〃	申請事業年度の月次業績管理資料(写)◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(10)
〃	申請事業年度に係る年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料(写)◆	Ⅶ.1.(1)及び(2)のフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(11)
〃	経営上重要な契約(写)◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(12)
〃	製・商品及びサービスについてのカタログ・パンフレット等◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(13)
〃	最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(写)及び四半期レビュー報告書(写)		1部	Ⅱの部 記載要領XI(14)
〃	コーポレート・ガバナンスに関する報告書ドラフト※◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI(15)
〃	Ⅱの部記載要領Ⅳ.5.(1)d「適時開示資料等の管理状		1部	Ⅱの部 記載要領XI(16)

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	況」に記載した対応を文書化した資料（社内規程・マニュアル等）◆			
〃	事務フロー◇		1部	Ⅱの部 記載要領XI（17）
〃	申請日以前の最近3回分の重要な会議体（経営会議、コンプライアンス会議、リスク管理委員会等）毎の議事録（写）◆		1部	Ⅱの部 記載要領XI（18）
〃	最近1年間に終了する事業年度の内部統制報告書（写）		1部	Ⅱの部 記載要領XI（19）
市場区分の変更承認まで	上場適格性調査に関する報告書※◎■	添付書類を含む。	1部	規則第204条①（6） 規則第308条②（2） b
〃	時価総額算定書		1部	規程第211条（2）b 規程第211条（3） 規程第211条（5）b 規程第308条②
公募により形式基準「純資産の額」を充足する場合				
市場区分の変更承認まで	純資産の額計算書※		1部	規則第212条④（8） 規則第309条①
申請会社が指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社である場合				
市場区分の変更申請日	【指名委員会等設置会社の場合】 会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する執行役への委任事項）の内容を証する書面		1部	規則第204条①（24） 規則第308条②（2） b

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	【監査等委員会設置会社の場合】 会社法第 399 条の 13 第 5 項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する取締役への委任事項）の内容を証する書面		1 部	規則第 204 条① (25) 規則第 308 条② (2) b
基準事業年度における影響度が 20%以上となる連結子会社がある場合				
市場区分の変更申請日	最近 5 年間の連結子会社の計算書類（連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む）（写）	有価証券報告書を作成している場合はその写し。	1 部	Ⅱの部 記載要領XI (1)
最近 5 年間及び申請事業年度に有価証券報告書等に訂正（訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書の提出）を行った場合				
市場区分の変更申請日	訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書（写）	「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」の「第二部組込情報」に添付されている訂正報告書は除く。	1 部	Ⅱの部 記載要領XI (2)
非上場の親会社等を有している場合				
市場区分の変更申請日	親会社等の適時開示等に係る確約書	新規上場時に提出している場合には不要。	1 部	ガイドラインVII (2)

公募売出し・公開価格決定等に係る提出書類

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
市場区分の変更の際に公募・売出しを行う場合				
市場区分の変更申請後遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■		1 部	規程第 308 条② 規則第 212 条① (6) a (a) 規則第 226 条①

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
価格決定後直ちに	時価総額算定書		1部	規程第211条(2)b 規程第211条(3) 規程第211条(5)b 規程第308条②
申込期間終了の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	公募又は売出実施通知書※ ◎■		1部	規程第308条② 規則第212条①(6) a(c) 規則第226条①
非取引参加者証券会社または外国証券業者が元引受契約等を締結する場合				
契約後遅滞なく	契約書(写)		1部	規程第308条② 規則第212条①(6) c 規則第226条①
市場区分の変更の際に際して立会外分売を行う場合				
市場区分の変更申請後遅滞なく	数量制限付分売予定書※◎ ■		1部	規程第308条② 規則第212条①(6) b(a) 規則第226条①
分売の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	数量制限付分売後の株式等の分布状況表※◎■		1部	規程第308条② 規則第212条①(6) b(c) 規則第226条①
流通株式の定義に係る経過措置(国内の普通銀行、保険会社、事業法人等の所有する株式に係る例外)を適用する場合				
市場区分の変更申請日	最近5年間において提出された大量保有報告書、変更報告書又は訂正報告書(該当株主の所有目的(純投資)及び売買の状況が確認できるもの) 又は 保有状況報告書(写)※◇	上場前の公募・売出し又は数量制限付分売を行う場合は、「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と同時の提出も可(その場合、申請日にドラフトの提出を要する)。	1部	規則付則第2条 (2021年4月30日公表)

2 市場区分の変更申請にあたっての提出書類の様式（内国株券）等

市場区分の変更申請専用の提出書類の様式及び市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領については、以下の東証ホームページをご参照ください。
(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/00-05.html>)

その他の提出書類は新規上場申請と共通の様式ですので、以下の東証ホームページをご参照ください。
(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/00-01.html>)